

●香川県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定を受けた施術者から施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年5月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更 年月日	指定 番号	施術者の氏名	施術所の名称及び所在地		診療科目 (業務の種類)
			変更前	変更後	
平成20年 4月20日	香生施 262	三木 ゆみ子	みき接骨院 綾歌郡綾川町陶3539 -1	みき鍼灸接骨院 綾歌郡綾川町滝宮538 -4	柔道整復